

## 個別接種促進のための支援事業の変更点

## 診療所

令和4年度（大阪府が実施）		令和5年度（豊中市が実施）	
①	対象要件 〈要件①〉 「週100回以上の接種をそれぞれの対象期間において、4週間以上行う場合」 〈要件②〉 「週100回以上の接種を行ったそれぞれの週のうち、少なくとも1日は、時間外、夜間または休日にかかる接種体制を用意していること」	①のみ 継続！	対象要件 〈要件①〉 「週100回以上の接種をそれぞれの対象期間において、4週間以上行う場合」 〈要件②〉 「週100回以上の接種を行ったそれぞれの週のうち、少なくとも1日は、時間外、夜間または休日にかかる接種体制を用意していること」
	金額 要件①②を満たした週における接種回数×2,000円	金額 要件①②を満たした週における接種回数×2,000円	
②	対象要件 〈要件①〉 「週150回以上の接種をそれぞれの対象期間において、4週間以上行う場合」 〈要件②〉 「週150回以上の接種を行ったそれぞれの週のうち、少なくとも1日は、時間外、夜間または休日にかかる接種体制を用意していること」	→	対象要件
	金額 要件①②を満たした週における接種回数×3,000円		金額
③	対象要件 〈要件①〉 「50回以上/日の接種を行った場合」 〈要件②〉 「50回以上の接種を行った日において、時間外、夜間または休日にかかる接種体制を用意していること」	→	対象要件
	金額 要件①②を満たした1日当たり10万円		金額

## 病院

②	対象要件 特別な体制を確保した場合であって、50回以上/日の接種を週1日以上達成する週が、それぞれの対象期間において、4週間以上ある場合	→	対象要件
	金額 ・医師1人1時間当たり7,550円 ・看護師等1人1時間当たり2,760円 ※50回以上/日の接種を行った日の業務に限る。		金額

注) ●週の見方は月曜日から日曜日を1週としてカウントします（ただし、令和5年8月最終週のみ8月28日（月）から8月31日（木）を1週としてカウントします。）

●時間外：医療機関の標榜する診療時間以外の時間

●夜間：18時以降（医療機関の診療時間に関わらない）

●休日：土日祝日（医療機関の診療日に関わらない）

※接種費用の時間外・休日加算とは考え方が異なりますのでご注意ください。

●「診療所」とは医療法第1条の5に規定する「病床を有しないもの又は19床以下の病床を有する医療機関」

（時間外、夜間について当初予定していた接種時間がずれ込み、偶発的に時間外・夜間の時間帯に接種した場合は該当しないのでご注意ください。）

この事業は、令和5年4月28日付健発0428第7号により厚生労働省健康局長から改正の通知があった「新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業実施要綱」に基づき実施します。